

沖縄県中央児童相談所給食調理業務委託入札説明書

1 公告日 令和8年1月16日（金）

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 沖縄県中央児童相談所給食調理業務委託
- (2) 業務内容 納入業務（別添「沖縄県中央児童相談所給食調理業務委託仕様書」のとおり）
- (3) 履行場所 沖縄県中央児童相談所 廉價（沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404の2）
- (4) 契約期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間の長期継続契約）
- (5) その他 この通知は、令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じるものとし、県議会において当初予算が否決された場合は、契約を締結しないこととする。

また、本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、当該契約に係る当初予算について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除することができるものとする。

3 入札参加資格

- 本入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。
条件の確認は、入札日を基準として行う。ただし、入札日から落札決定の日までに条件を満たさなくなつた者は、入札参加資格がないものとする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
 - (4) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員と関係を有していない者であること。
 - (5) 法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務力を有していること。
 - (6) 過去3年以内において、沖縄県内で本委託事業と同規模もしくはそれ以上の規模の給食調理業契約の履行実績を有していること。

- (7) 沖縄県内に本社（本店）又は事業所を有していること。
- (8) 過去3年間に食品衛生法の規定による営業停止処分を受けた者でないこと。
- (9) 製造物責任（PL）法の規定による損害賠償責任を履行するための生産物賠償責任保険又は食品衛生加入者による食品営業賠償共済に加入していること。
- (10) 受託業務に必要な資格者および経験者などを必要人数配置できること。
- (11) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (12) 入札参加における提出書類の内容を誠実に履行できること。
- (13) 業務開始日までに本業務の習熟度を深め、当該業務の迅速かつ安全な履行を確保できること。
- (14) 業務の履行が継続できなくなった場合、(1)～(13)までの要件を満たし、業務委託契約を継続して行うことができる業者を代行保証人にできること。

4 入札参加申込及び期間

本件に係る入札に参加予定の者は、一般競争入札参加資格確認申請書等を申込期間に持参もしくは郵送により次の場所に提出すること。

- (1) 申込場所 〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404の2
沖縄県中央児童相談所 総務班
電話番号 098-886-2900
- (2) 申込期間 公告の日から令和8年1月28日（水）午後5時まで（郵送の場合は申込期日内必着とする。）
- (3) 受付時間 午前9時～12時、午後1時～5時（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）
- (4) 提出書類 ①申請書等提出確認表（第1号様式）
②一般競争入札参加資格確認申請書（第2号様式）
③調理業務契約履行証明書（第3号様式）
※契約書の写しを添付すること。
④登記事項証明書
⑤納税証明書（国税・県税）
⑥損害賠償を担保できる保険に加入していることを証する書類（写し）

5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の有無については、申込書確認の上、令和8年1月30日（金）までに申請人に通知する。

6 入札、仕様書等に関する質問及び現場見学

(1) 質問書

受付期間 公告の日から令和8年1月22日（木）午後5時まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

受付方法 第9号様式の質問書をFAX（098-886-6531）により、中央児童相談所総務班担当宛てに送信すること。（FAXで送信する場合は、電話で当所に受信確認を行うこと。）

回答方法 質疑事項により必要と判断した場合には、令和8年1月23日（金）までに沖縄県のホームページにて回答する。

(2) 現場見学

受付期間 令和8年1月19日（月）から令和8年1月26日（月）午後5時まで

受付方法 電話により見学日時を調整すること。（見学希望日の前日までには連絡すること。）

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 入札日時及び場所

(1) 入札日時 令和8年2月5日（木）午前10時

(2) 入札会場 沖縄県中央児童相談所 多目的ホール

9 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通 貨 日本国通貨

10 入札保証金の額及び納付方法

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。入札保証金の額が不足の場合、入札は無効となる。（見積もる契約金額とは、消費税を含む額であること。）

ただし、次の場合は、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札補償保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほ

ぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められた場合。

納付方法及び免除申請については、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 納入通知書による納付の場合

- ① 第4号様式の入札保証金納付書発行依頼書と第6号様式の債務者登録申請書に必要事項を記入し、令和8年2月3日（火）12時までに沖縄県中央児童相談所総務班へ提出すること。（FAXで送信する場合は、電話で当所に受信確認を行うこと。また、後日原本を提出すること。）
- ② ①の依頼にもとづき、納付書を発行するので沖縄県中央児童相談所にて受け取り、納入通知書に記載されている金融機関で入札保証金を納めること。
- ③ 令和8年2月4日（水）午後5時までに沖縄県中央児童相談所総務班担当者まで領収書の写しを提出すること。

(2) 入札保証保険契約により免除を希望する場合

令和8年2月4日（水）午後5時までに、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険証（原本）を提出すること。

11 入札保証金の還付

当該入札において落札しなかった場合は、第5号様式の入札保証金還付請求書を沖縄県中央児童相談所に提出し、約3週間後に指定された口座へ振り込む。

落札した場合は、納付すべき契約保証金に原則充当とする。ただし、充当を希望しない場合は契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付することとする。

12 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しない場合は、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

13 入札記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する金額を（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）加算した金額を落札価格とするため、入札に参加する者は消費税法に係る課税事業者であるか免税事業者を問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (4) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (5) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (6) 2人以上の物から委任を受けた者が行った入札
- (7) 最低制限価格未満の入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 連合又はその他不正の行為があった入札

15 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う。なお、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約できるものとする。

16 最低制限価格

設定する。

17 参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）
参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

- (1) 提出期限、提出場所、提出方法

- ア 提出期限：県が通知を行った日の翌日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）とする。
 - イ 提出場所：沖縄県中央児童相談所 総務班
 - ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参又は郵送することにより提出すること。電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

18 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条の規定により、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められた場合。

19 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を持参すること。
- (2) 代理人が出席する場合は、第8号様式の委任状を当日提出するものとする。
なお、委任状は代理人の印鑑では訂正することができない。
- (3) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及びこの説明書並びに仕様書等を熟読の上、入札しなければならない。入札説明書等について疑義がある場合には、第9号様式の質問書により回答を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由によりとして異議を申し立てることはできない。

20 その他留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときはこの限りではない。
- (3) 一般競争入札参加申請書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された一般競争入札参加申請書は返却しない。なお、提出された一般競争入札参加申請書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された一般競争入札参加申請書は公開しない。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

21 問い合わせ先

沖縄県中央児童相談所 総務班 竹内、比嘉
〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目404の2
TEL 098-886-2900 FAX 098-886-6531